

○原子力規制委員会告示第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十三条第一項及び第二項並びに第六十四条並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十二年通商産業省令第七十七号）第四十八条第一項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月七日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示（平成十七年経済産業省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号から第六号及び第三条第四号から第六号中「東京電力株式会社」を「東京電力ホールディングス株式会社」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部改正）

第二条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号から第二十号中「東京電力株式会社」を「東京電力ホールディングス株式会社」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

